

令和6年度から義務化される主な事項

経過措置が終了し令和6年度から義務化される主な事項は、以下の表のとおりです。自身の事業について基準省令等を確認し、経過措置期間満了時まで確実に体制を整備してください。

<全サービス>

業務継続計画の策定等	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務継続計画（BCP）の策定 2 全従事者への周知 3 研修の実施 4 訓練の実施 <p>※定期的に業務継続計画（BCP）を見直し、必要に応じて変更</p>
衛生管理等 (感染症の予防及びまん延防止のための措置)	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員会の開催 2 指針の整備 3 研修の実施 4 訓練の実施 <p>※1～3は、施設サービスでは既に義務化</p>
認知症介護基礎研修	介護に直接携わる従事者に、認知症介護基礎研修を受講させる (一定の医療・福祉の資格取得者や研修修了者を除く)
虐待の防止	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員会の開催 2 指針の整備 3 研修の実施 4 担当者の配置 5 運営規定に、虐待防止について記載

<施設サービス>

※介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

栄養管理	多職種共同で計画的に行う栄養管理
口腔衛生の管理	歯科医師等による介護職員への技術的助言